

**平成30年度 中部山岳国立公園における
自然体験プログラム及びガイド育成に関する調査検討業務委託
プロポーザル公募要領**

平成30年3月30日
岐阜県環境生活部環境企画課

第1 趣旨・目的

岐阜県は、近年入込者数の減少が続いている中部山岳国立公園（県内に限る。以下同じ。）及びその周辺地域の活性化を図ることを目的として、本年1月に「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」を策定し、中部山岳国立公園の総合的な利用拠点として、本県が設置しているビジターセンターである「飛騨・北アルプス自然文化センター」（高山市奥飛騨温泉郷平湯地内、平成29年度から休止中）の再整備を行うとともに、同センターを自然体験プログラムの実施拠点、ガイド人材の育成の拠点としての活用を図ることとしたところです。

本業務は、この計画に基づいて、再整備後の同センターが実施する自然体験プログラムの実施計画を取りまとめるとともに、同センターを拠点とした自然ガイドの育成計画を取りまとめることを目的として実施するものです。

岐阜県では、本事業の実施に当たり、より効果的・効率的に事業を行うための企画提案を募集します。

第2 募集の内容

1 業務委託名

中部山岳国立公園における自然体験プログラム及びガイド育成に関する調査検討業務委託

2 業務委託内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月8日まで

4 委託予定価格

上限額：9,470,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）とし、下記①から⑧までの要件を満たしていることが必要です。

なお、共同体で参加する場合には、その代表法人が①から⑧までの要件を満たしている必要があり、その他の構成員の法人は②から⑩までの要件を満たしている必要があります。また、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含みます。）を行うことはできません。

① 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- ③ 岐阜県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- ④ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約にかかる指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要領に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑧ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者。
- ⑩ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」に記載の仕様書に従って、様式2より事業の企画・提案を行ってください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 平成30年3月30日（金）～4月23日（月） |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 平成30年3月30日（金）～4月23日（月） |
| ③ プロポーザル参加申込受付 | 平成30年3月30日（金）～4月23日（月） |
| ④ 企画提案書の受付 | 平成30年3月30日（金）～5月1日（火） |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 平成30年5月14日（月）（予定） |
| ⑥ 選定結果の通知・公表 | 平成30年5月中旬（予定） |

※ 配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配布時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6階

岐阜県環境生活部環境企画課

※ 平成30年4月1日以降の配布場所は、岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室に変更となります。(名称変更)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)からダウンロードして入手してください。なお、郵送等での配布は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を環境企画課あてにFAX又は電子メール(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください)により期限内に提出してください。

岐阜県環境生活部環境企画課

FAX 058-278-2610 電子メールアドレス c11265@pref.gifu.lg.jp

※質問書の提出後、必ず、第8に掲げる連絡先へ確認の電話をしてください。

② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時公表します。回答は、岐阜県ホームページ内の以下のページで公表します。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kankyo-seikatsu/kankyo-kikaku/>)

(5) プロポーザルの参加申込受付

① 受付期間

平成30年3月30日(金)～4月23日(月)(県の機関の休日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

② 提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)

③ 提出方法

環境企画課まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。(4月23日午後5時15分必着となります。)

電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 受付期間

平成30年3月30日(金)～5月1日(火)(県の機関の休日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

② 提出書類

ア 企画提案書(様式2)

イ 法人概要書(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から3カ月以内のもの)又はその写し

エ 誓約書(様式4)

オ 見積書(様式5)

カ 共同体構成員表(共同体で参加申込みする場合)(様式6)

キ 共同体協定書の写し(共同体で参加申込みする場合)(様式7)

※ 共同体で参加申込みする場合、上記イ～エの書類は、すべての構成員に係るものを提出してください。

※ 共同体の代表法人以外の構成員のうち、岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に

記載されていない者はク～サの追加資料を提出してください。

ク 定款又は寄付行為

ケ 事業内容及び収支内容がわかる書類（直近の事業年度のもの）

コ 県税事務所が交付する全税目の完納証明書

サ 本県の区域内に事務所又は事業所を有する団体にあつては、税務署が交付する消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないことの納税証明書

③ 提出部数

ア、オについては9部（原本1部、副本8部）、その他については2部（原本1部、副本1部）

④ 提出方法

- ・ 上記提出書類を環境企画課まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕を持って送付してください。（5月1日午後5時15分必着となります。）電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者が共同体である場合は、その構成する法人が業務委託の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

ウ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添2）を環境企画課に持参又は郵送により提出してください。

カ 提出書類の大きさは、日本工業規格A4判縦（A3判資料の折込使用可）で統一してください。

キ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

ク 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

県が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

(1) 開催日

平成30年5月14日（月）（予定）

(2) 開催場所

岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁 会議室（予定）

(3) プロポーザルの所要時間（1提案者あたり）

- ・ プレゼンテーション 20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・ プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）

(4) 注意事項

- ・ プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・ 評価会議当日、新たに説明資料を提供することはできません。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ 評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、評価会議構成員の評価点の合計（総合評価点）が最高点の者を最優秀提案者として選定します。

評価会議構成員の評価点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、提案金額についても同じである場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、各評価点が基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ウェブサイト上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点※（得点順。応募者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁6階）

《平成30年3月31日まで》

岐阜県環境生活部環境企画課自然公園係

《平成30年4月1日以降》

岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室中部山岳国立公園活性化推進係

TEL：058-272-1111（内線）2698

FAX：058-278-2610

電子メールアドレス：c11265@pref.gifu.lg.jp

※平成30年度組織改正により、担当係の名称が変更されますが、電話番号、FAX、電子メールアドレスについては、変更の予定はありません。

別表

評 価 基 準

1 評価の方法について

下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計を100点満点として採点し、点の合計により評価点を算出する。

なお、構成員の評価点の合計が60%以上（全構成員の評価点合計÷構成員数≧60%）であることを最低基準とする。

2 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容		配点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
1	業務内容・実現可能性等 (70点満点)					
	① 現状や強み・弱み等の調査・分析の内容や実施方法に関する提案が具体的で、高い効果が期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
	② 自然体験プログラム実施計画の策定に関する提案は、自然資源の活用と保全・管理の双方に配慮したものとなっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
	③ 自然ガイド育成計画の策定に関する提案は、若手ガイドや外国人ガイドなど、多様なガイド人材の育成が期待できるものか。	15点	12点	9点	6点	3点
	④ 各計画の検討に当たって、地域関係者との連携体制の構築につながるような具体的な提案が行われているか。	15点	12点	9点	6点	3点
	⑤ 各計画の策定に当たって、地域の現状や強み・弱み等を踏まえた、実現可能性の高い提案が期待できるか。	15点	12点	9点	6点	3点
2	実施体制、価格等 (25点満点)					
	① 業務の遂行に十分な体制がとられ、無理のないスケジュールとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
	② 見積書の内容は、事業目的を達成する内容となっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
3	社会的課題への取組み (5点満点)					
	① 「仕事と家庭の両立支援(2点)」「障がい者雇用(2点)」「若者の採用・育成(1点)」に対して積極的な取組みを行っているか。	該当する場合に加点				
		5点	4点	3点	2点	1点
評価点合計		100点満点				